

教育訓練給付制度について

- 教育訓練給付の概要
- 専門実戦教育訓練給付金の概要
- 特定一般教育訓練給付金の概要
- 一般教育訓練給付金の概要

教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<u>受講費用の50%（上限年間40万円）</u> を6か月ごとに支給。 ※ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、<u>受講費用の20%（上限年間16万円）</u>を追加支給。	<u>受講費用の40%（上限20万円）</u>	<u>受講費用の20%（上限10万円）</u>
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付は2年以上、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は1年以上）		
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
講座指定要件	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 ② 専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 経済産業省連携 ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携	<u>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</u> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

（注）講座数は2023年10月時点、受給者数は2022年度実績。

専門実践教育訓練給付金の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」等を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講、修了等した場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給

<支給要件>

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

専門実践教育訓練の指定講座の概要

指定講座数：2,861講座（令和5年10月1日時点） ※以下①～⑦は当該講座数の内訳

①業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程

講座数：1,767講座

例）看護師・准看護師、介護福祉士、美容師、社会福祉士等

②専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム

講座数：669講座

例）商業実務、衛生関係、工業関係等

③専門職大学院

講座数：94講座

例）教職大学院、法科大学院、MBA等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数：198講座

例）自動車工学、会計マネジメント等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数：3講座

例）情報通信技術関係資格（シスコ技術者認定 CCNP）等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数：129講座

例）AI、データサイエンス、セキュリティ等

⑦専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程

講座数：1講座

特定一般教育訓練給付金の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、令和元年10月に「特定一般教育訓練給付金」を創設し、速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援。

特定一般教育訓練給付金の概要

厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（特定一般教育訓練）を受講、修了した場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の**40%**（上限**20万円**）を支給

<支給要件>

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）を有する者

特定一般教育訓練給付に係る指定講座の概要

指定講座数：573講座（令和5年10月1日時点）※以下①～③は当該講座数の内訳

- ①業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等

講座数：520講座

例）介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、大型自動車第一種免許 等

- ②情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数：10講座

例）基本情報技術者試験 等

- ③短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム

講座数：43講座

例）AI・セキュリティ人材育成プログラム、認定看護管理者教育課程 等

一般教育訓練給付の概要

一般教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣の指定する教育訓練（一般教育訓練）を修了した場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の**20%**（上限年間**10万円**）を支給

<支給要件>

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）を有する者

一般教育訓練の指定講座の概要

全指定講座数：11,833講座（令和5年10月1日時点） ※以下①～⑨は当該講座数の内訳

①輸送・機械運転関係 7,428講座
（大型自動車、建設機械運転等）

②医療・社会福祉・保健衛生関係 1,944講座
（介護福祉士実務者養成研修等）

③専門的サービス関係 526講座
（税理士、社会保険労務士等）

④情報関係 262講座
（Webクリエイター、CAD利用技術者試験等）

⑤事務関係 424講座
（TOEIC、簿記検定、日本語教員等）

⑥営業・販売・サービス関係 194講座
（宅地建物取引士等）

⑦技術関係 364講座
（技術士、建築士、土木施工管理技士検定等）

⑧製造関係 23講座
（製菓衛生師等）

⑨その他 668講座
（大学院修士課程等）

一般教育訓練の指定講座数の推移

※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数（平成10年度については12月時点）

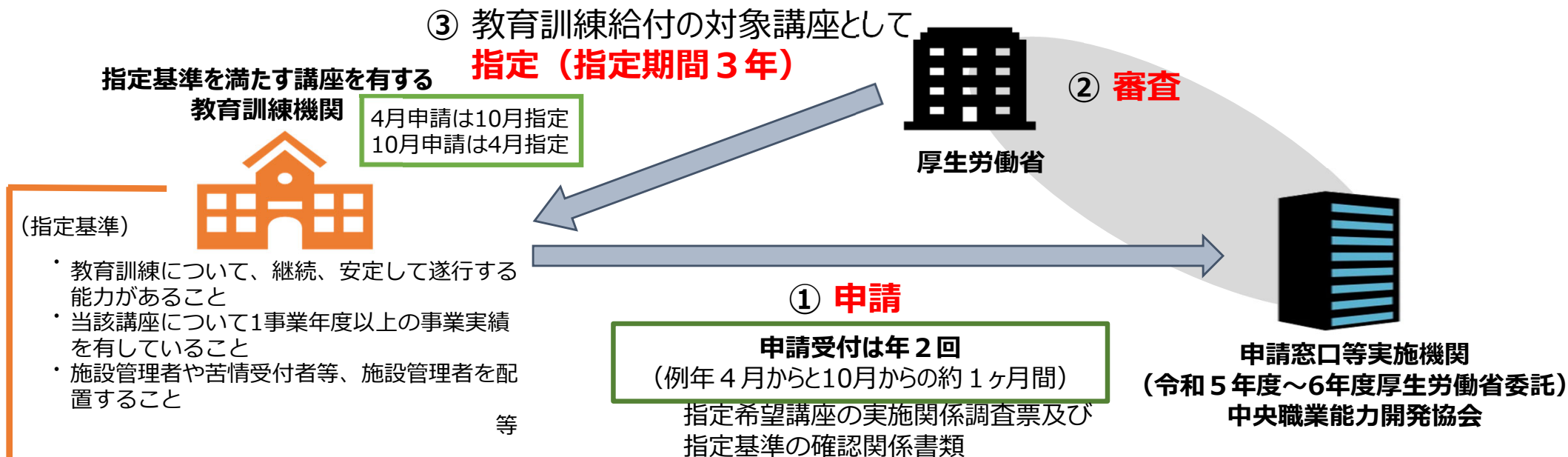
	平成10年度 （制度創設）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座数 （※）	3,445	10,305	11,299	11,701	11,237	11,067	11,378	11,625
受給者数 （人）	198	99,978	92,571	90,776	89,011	89,576	78,226	

※速報値であり変動があり得る。

- 教育訓練給付の指定申請等の概要
- 教育訓練給付制度の主な指定基準について
- 指定申請の手続きについて

教育訓練給付の指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始 1 ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付制度の主な指定基準について

次の類型ごとに設定される指定基準を満たす教育訓練を、厚生労働大臣による指定の対象としています。

	類型	教育訓練の期間	講座実績（過去3か年度のいずれかの年度について、以下を満たすこと）
専門実践	業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程	○原則、1年以上3年以内であり、かつ当該資格の取得に必要な最低期間	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム	○職業実践専門過程：2年 ○キャリア形成促進プログラム ・専門課程：1年以上2年未満 ・特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年未満	就職・在職率80%以上
	専門職大学院	○2年以内（資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最低期間）	就職・在職率80%以上（法科大学院は全受験者の平均合格率以上） 直近の認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	大学等の職業実践力育成プログラム	○正規の課程：1年以上2年以内 ○特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上 （大学院における正規課程） 就職・在職率80%以上 及び 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITSSレベル3以上）	○120時間以上かつ2年以内 ○ITSSレベル相当4以上のものに限り30時間以上かつ2年以内	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	第四次産業革命スキル習得講座	30時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上
特定一般	専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	○専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程：4年以内 ○専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程：3年以内	就職・在職率80%以上 認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITSSレベル2以上）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○ITSSレベル3以上のものにあっては120時間未満	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
一般	短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が60時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	就職・在職率80%以上
	公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと、取得に必要な最低期間であること ○大学院修士・博士課程：3年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率
	上記に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率

指定申請の手続きについて

指定の申請は年2回受け付けています（例年、10月1日指定分につき、4月上旬～、翌年4月1日指定分につき、10月上旬～、いずれも約1か月間、詳細は厚生労働省HPにおいて告知します）。

専門実践教育訓練の「第四次産業革命スキル習得講座」については、厚生労働省と経済産業省の連携により統一様式による同時申請が可能になっています。

教育訓練給付への申請に当たっては、厚生労働省HPに掲載している「**専門実践教育訓練給付に係る教育訓練施設向けパンフレット**」、「**特定一般教育訓練給付に係る教育訓練施設向けパンフレット**」、「**一般教育訓練給付に係る教育訓練施設向けパンフレット**」を参照の上、「**教育訓練給付金（専門実践教育訓練）講座指定申請様式集**」、「**教育訓練給付金（特定一般教育訓練）講座指定申請様式集**」、「**教育訓練給付金（一般教育訓練）講座指定申請様式集**」に、それぞれ必要事項を記載の上、添付資料とともに申請窓口等実施機関へ提出してください。

- 専門実践教育訓練給付のパンフレットの入手先（ダウンロード先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00004.html

- 「**第四次産業革命スキル習得講座**」との同時申請を希望する施設は申請方法が異なりますので、〔**経済産業省HP：第四次産業革命スキル習得講座**〕をご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/index.html>

- 特定一般教育訓練給付のパンフレットの入手先（ダウンロード先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00003.html

- 一般教育訓練給付のパンフレットの入手先（ダウンロード先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03.html

- 現在指定を受けている講座について（教育訓練給付制度情報検索システム）

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

- 講座の指定に関する問い合わせ先（2023年度～2024年度）

講座指定の申請手続について（申請の時期、書類の記入方法、指定基準等）

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課

電話 03-6758-2828・2824・2825

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

- 教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口

（連絡先一覧） <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>